

# 元気ふくいっ子読書活動推進計画

- 子どもが自主的に本に親しみ、  
みんなで読書を楽しむ環境づくり -



平成22年3月

福井県教育委員会



「じゃあ、読もう。」

## はじめに

平成21年度全国学力・学習状況調査（小6年、中3年対象）において、福井県の子どもたちの学力は、3年連続で全国最上位の好成績を収めました。子どもたちの落ち着いた学習態度と、家庭・地域・学校の高い教育力が、「ふくいっ子」の学力を支えています。

一方、2006年に行われた学習到達度調査（PISA）で、わが国の子どもたちの読解力の向上が課題であることも明らかになっています。その調査で上位成績を収めているフィンランド国立オウル大学のペンティ・ハッカライネン副学長は、本県で開催された教育シンポジウムの中で、「読解力を育てるには、家庭での読み聞かせが重要であり、公立図書館は、子どもや家族連れが多く利用するなど生活の中に根付いており、図書館が文化の中心になっている。\*」と話されていました。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で大変重要です。

本県においては、「福井県子どもの読書活動推進計画」を平成15年4月に策定し、さまざまな推進事業をこれまで展開してきました。その結果、多くの学校で全校一斉読書活動や公立図書館との連携等が行われるようになり、図書ボランティア数が増加するなど、本県の子どもを取り巻く読書環境づくりに一定の成果を収めることができました。

国においては、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成20年3月に定め、同年6月には、平成22年を「国民読書年」とすることを国会において決議しています。

このような気運の中、本県においても、現状や課題を整理しながら、本県の実情に応じた「元気ふくいっ子読書活動推進計画」を今回策定いたしました。

この推進計画に基づき、「子どもが自主的に本に親しみ、みんなで読書を楽しむ環境づくり」を基本目標に掲げ、「心豊かな元気ふくいっ子を育む読み聞かせの推進」を重点活動として、施策の推進を積極的に図りたいと考えています。

終わりに、今回の推進計画の策定に当たり、多大な御尽力を賜りました福井県子どもの読書活動推進会議の委員の皆様、貴重な御意見をいただいた県民の方々に厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

福井県教育委員会教育長  
広 部 正 紘

---

\* フィンランドの「図書館利用率」は世界一で、国民1人あたりの公共図書館年間貸出数は、フィンランド19.2冊、日本4.86冊である（「日本図書館協会調べ」から）  
福井県6.5冊（平成20年度「福井県内公共図書館調査集計」から）

# 目 次

## 第1部 総論

- 1 基本目標 ..... 1
- 2 推進計画の役割および期間 ..... 1
- 3 施策の体系 ..... 2
- 4 基本的方針 ..... 3

## 第2部 各論

- 第1章 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進 ..... 4
  - 1 家庭における読書活動の推進 ..... 4
  - 2 地域における読書活動の推進 ..... 5
    - (1) 公立図書館における読書活動の推進 ..... 5
    - (2) 児童館や公民館における読書活動の推進 ..... 6
    - (3) 民間団体等に対する読書活動の支援 ..... 7
    - (4) 障害のある子どもへの読書活動の支援 ..... 7
  - 3 学校における読書活動の推進 ..... 8
    - (1) 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進 ..... 8
    - (2) 特別支援学校における読書活動の推進 ..... 10
    - (3) 幼稚園・保育所・子育て支援センターにおける読書活動の推進 ..... 10
- 第2章 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実 ..... 11
  - 1 公立図書館の整備・充実 ..... 11
  - 2 学校図書館の整備・充実 ..... 12
  - 3 幼稚園・保育所・子育て支援センターにおける環境の整備・充実 ..... 14
  - 4 児童館や公民館における環境の整備・充実 ..... 14
  - 5 障害のある子どもへの配慮 ..... 15
- 第3章 図書館、学校、民間団体等の連携・協力 ..... 16
- 第4章 子どもの読書活動を支える人材の育成および社会的気運の醸成 ..... 18
  - 1 子どもの読書活動を支える人材の育成 ..... 18
  - 2 「子ども読書の日」等においての活動 ..... 19
  - 3 子どもの読書に関する各種情報の収集・提供 ..... 19
  - 4 優れた活動の奨励、優良図書の普及 ..... 20

## 付属資料

- ・福井県子どもの読書活動推進会議委員名簿 ..... 21
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律 ..... 22

# 第1部 総論

## 1 基本目標

『子どもが自主的に本に親しみ、みんなで読書を楽しむ環境づくり』

子どもが自主的に本に親しむためには、大人が読書環境を整えることが必要です。特に、家庭においては、乳幼児期から豊かな言葉の世界に出会い、家族とともに読書を楽しむ環境づくりに配慮することが重要です。同時に、地域や学校においても、子どもにとって本当に読みたい本や必要とする本が身近にあり、本の楽しみをサポートしてくれる人がそばにいることが大切です。本推進計画では、そのための読書環境づくりを目指します。

特に子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大変重要なものです。

本計画では、読書の好きな子どもを増やすために、「心豊かな元気ふくいっ子を育む読み聞かせの推進」を重点活動として、計画の推進を図ります。

## 2 推進計画の役割および期間

近年、テレビ、DVD、インターネット、コンピュータゲーム機、携帯電話等の発達・普及により、家庭における読書時間の減少が懸念されています。

読書の大切さについては、今日ではかなり浸透していますが、子どもに対する読書指導の前に、まずこのような社会情勢の変化を認識し、読書や読み聞かせのもたらす効果を理解することが大切です。

読書は脳全体を刺激し、中でも『前頭前野』（前頭連合野）と呼ばれる人間の記憶や感情の制御、行動の抑制など、さまざまな精神活動をつかさどる場所が刺激をうけることで活性するとの研究結果があります。<sup>\*1</sup>また、「朝の読書」には、大きな教育効果があることが、全国学力・学習状況調査等の分析結果から報告されています。<sup>\*2</sup>

特に、乳幼児期の読み聞かせは、「想像力が育つ」「思いやりが育つ」「コミュニケーション能力が育つ」「情緒が安定する」「集中力が育つ」「感情表現が豊かになる」「思考力が育つ」「読解力が育つ」など、子どもの発達に重要となる効果があります。

---

<sup>\*1</sup>「脳科学レポート」（川島隆太：東北大学教授）より

<sup>\*2</sup>「学力を高める「朝の読書」」（山崎博敏：広島大学教授）より

今回の推進計画は、平成15年の「福井県子どもの読書活動推進計画」の策定から5年以上が経過した現在、現状をあらためて整理した上で、課題を明らかにし、読み聞かせの推進を重点活動として、今後の施策の方向性と具体的な活動を提言するものです。計画期間は、おおむね5か年といたします。

また、県内各市町においては、多くの市町が既に「子どもの読書活動推進計画」を策定済みであり\*1、未策定の市町にあっても、地域社会の状況や子どもの実態を踏まえて、より実効性のある計画を検討中です。市町の推進計画は、県の推進計画と連動していることが望ましいため、今後とも市町と情報交換しながら連携を密にしていきます。

### 3 施策の体系

今回の推進計画の体系は、引き続き、次の から までの4つの柱で構成し、基本目標の「子どもが自主的に本に親しみ、みんなで読書を楽しむ環境づくり」の実現に努めます。

#### < 基本目標 >



\*1 福井県・・・17市町中11市町で策定済(64.7%)、6市町で検討中(35.3%)

全国・・・平成21年3月現在、策定済は36.3%

## 4 基本的方針

子どもの読書活動を推進する上で、基本的方針として、次のような4本の柱を構成し、重点活動である読み聞かせ活動の推進に努めます。

これらの活動から得られる効果により、家族の絆を深め、社会性を高め、読解力を高め、学力が向上することも期待されます。

### 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、乳幼児期から読み聞かせに親しむような環境づくりに配慮するとともに、家庭、地域、学校を通じた社会全体での活動が必要となります。そして、家庭、地域、学校が担うべき役割を明確にし、それぞれがその役割を果たすことが重要です。

### 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を支えるためには、公立図書館や学校図書館の施設、設備、図書資料等の整備・充実が必要です。また、幼稚園・保育所・子育て支援センター等では、読み聞かせを行い、乳幼児期に読書の楽しさと出会えるような環境づくりが大切です。さらに、子どもにとって身近な遊び場である児童館や公民館においても読書環境の向上を図ることが必要です。

### 図書館、学校、民間団体等の連携・協力

現在、地域の図書館と学校においては、ボランティアが図書館や学校と協力しながら読み聞かせ活動を熱心に行っています。しかし、さらに子どもの読書活動を効果的に推進するためには、学校や幼稚園・保育園・子育て支援センター・図書館など、各市町すべての関係機関がこれまで以上に連携・協力することが必要となります。

### 子どもの読書活動を支える人材の育成および社会的気運の醸成

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及のために、子どものまわりでは司書・保育士・教職員をはじめ多くの人が活動しています。これらの人々の読み聞かせ等の読書活動に関する指導力の向上を図り、さらなる人材の育成をすることが必要です。

また、子どもの読書活動への興味・関心や意欲を高めるために、読書活動の意義や重要性について、県民の間に理解を広め、関心を高める必要があります。

## 第2部 各論

### 第1章 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

#### 1 家庭における読書活動の推進

##### 現状および課題

福井県の小学6年・中学3年の児童・生徒の家庭における平日の読書時間は、全体的に全国平均に比べて少なく、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向があります。

福井県では、平日2時間以上テレビやビデオ・DVDを見ている小中学生の割合は減ってはいますが、小学生の7割、中学生の6割が見ています。

家庭での本の読み聞かせは、子どもにとって大切な経験であり、次の読書活動に繋がるものです。しかし、現状は様々な要因から家庭での十分な読書時間が確保されているとは言えません。

親が本をよく読む家庭ほど子どもは読書好きな傾向にあります。しかし、家庭で読書に親しむ大人は多くはありません。

平日に読書をする日本人：18%（2005 NHK 放送文化研究所が実施「国民生活時間調査」より） 雑誌・マンガを含む

		小学校		中学校	
		平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
読書が好きな児童生徒の割合	県	71.1%	71.5%	69.0%	66.7%
	全国	72.3%	71.8%	69.1%	67.4%
平日家庭で「30分以上読書している」割合	県	34.6%	32.5%	25.3%	23.1%
	全国	36.8%	35.2%	27.9%	26.6%
平日家庭で「全く読書をしていない」割合	県	22.5%	22.4%	40.7%	43.0%
	全国	20.4%	21.7%	37.9%	39.4%
平日にテレビやビデオ・DVDを2時間みている割合	県	70.8%	69.3%	61.7%	57.9%
	全国	69.8%	69.5%	66.8%	64.9%
平日にテレビゲームを2時間以上している割合	県	23.8%	21.6%	19.5%	17.9%
	全国	23.7%	23.4%	21.3%	21.0%
平日にインターネットを2時間以上している割合	県	8.4%	8.4%	20.4%	20.4%
	全国	7.1%	7.3%	15.9%	17.3%
毎日、携帯電話で通話やメールをしている割合	県	4.8%	4.3%	21.0%	18.7%
	全国	11.5%	9.9%	35.2%	31.3%

平成20年度・21年度「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)から

## 施策の方向性

家庭における読書習慣を向上させるため、読み聞かせ等の読書時間の確保について働きかけが必要です。

各家庭における「本のある生活」の啓発が必要です。

家庭での子どもの自主的な読書活動を推進するため、それぞれの家庭に合った読書活動を各家庭が工夫することが必要です。

## 具体的な活動<sup>\*1</sup>

就寝前の本読みタイム・読み合い、読み聞かせタイムの推進

ブックスタート事業と連携した家庭での乳幼児への読み聞かせの推進

家庭に書棚を置く「マイ図書館」づくり

家族の外出コースに図書館や書店を入れる働きかけ

保護者向け啓発資料の配布

ノーテレビタイム、ノーゲームタイム等の推進

## 2 地域における読書活動の推進

### (1) 公立図書館における読書活動の推進

#### 現状および課題

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所です。

図書館は、読み聞かせやお話会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方、与え方についての助言を行っています。

図書館は、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習の機会を提供しています。

これまでに、多くの公立図書館で図書ボランティア活動を取り入れるようになりました。

・県内 27 館/37 館、活動グループ数 36、活動人数 2,102 人<sup>\*2</sup>

---

<sup>\*1</sup> ゴシック体は重点活動 新規活動 継続活動

<sup>\*2</sup> 平成 21 年度「福井県内公共図書館調査集計表」から



図書館では、「子どもに読んでほしい本」、「子どもが興味を持ち感動する本」「子どもが読みたい本」等を備えることが大切です。

県立図書館では、子どもに読んでほしい本や読み継がれてきた本を集めた「おすすめ絵本コーナー」、定期的にテーマを決めて本の紹介をしている「子ども室特集コーナー」、読書ボランティア等が児童書を研究する「児童書研究コーナー」を常設し、児童図書部門の機能強化を図っています。

### 施策の方向性

各公立図書館は、子どもがさらに図書館を活用するため、さまざまなサービスの充実に努める必要があります。

### 具体的な活動

「家庭における読み聞かせ」研修講座の実施

読み聞かせボランティアを対象とした「よみきかせ相談会」の実施

図書館見学会の推進（図書館のしくみや多種多様な本の紹介）

小学生への公立図書館貸出カードの普及（入学時等に全児童に配布）

全公立図書館の人口登録率は41.8%（登録者数342,000人）（全国8位）<sup>1</sup>

県立図書館における子ども（～18歳）の登録者数の割合は16.3%（7,783人）

各種広報・ホームページ等を利用した公立図書館のさらなるPR

中高生を対象とした「ヤングアダルトコーナー」（ティーンズコーナー）等の設置<sup>2</sup>

高校生が小学生にお薦めの本を紹介するコーナーの設置

おはなし会やブックトークや展示会などの充実

レファレンス機能および情報提供機能の充実

## （2）児童館や公民館における読書活動の推進

### 現状および課題

児童館や公民館によっては、子どもが気軽に読書に触れることのできる環境が十分ではないところがあります。

### 施策の方向性

地域づくりの核となるべき児童館や公民館での読書活動を推進し、子どもの読書への興味・関心を高めることが大切です。

子どもの読書活動推進のため、近くの公立図書館やボランティアとの連携が必要です。

<sup>1</sup>2008「日本の図書館」（日本図書館協会）より

<sup>2</sup>ヤングアダルト（YA）とは、13歳～19歳の“若い大人”という意味で使われている言葉です。子どもから大人に成長する時期は、心を育てるために、読書が一番必要なきとされている。児童書から一般書への橋渡しの意味合いで、中学・高校生世代へ提供する本を「ヤングアダルト図書」と呼んでる。

## 具体的な活動

「読み聞かせ講座」や「親子読書講座」などの開催

児童館や公民館による地域ぐるみの読書推進の標語やスローガンの募集

公民館の一角またはイベント会場等を活用した「ミニ図書館」づくり

職員やボランティアによる読み聞かせやお話し会の実施

児童館や公民館の広報紙等による「読書のススメ」などの広報活動の推進

## (3) 民間団体等に対する読書活動の支援

### 現状および課題

県内各地で「子ども文庫」などのボランティア団体（個人）等が熱心に活動しており、子どもが楽しく読書に親しむ機会を提供しています。

これらのボランティア団体（個人）に対し、公立図書館から図書の団体貸出を行なっています。

### 施策の方向性

「子ども文庫」などのボランティア団体（個人）の活動のより一層の充実を図るため、活動内容や運営について協力、支援することが求められています。

また、近くの公立図書館との連携が必要とされています。

## 具体的な活動

公立図書館による「子ども文庫」などに対する本の団体貸出の推進

地域の公共施設が「子ども文庫」などに対する活動場所の提供

「子ども文庫」などに対する研修会や講座等の情報提供の推進

民間団体等による読書感想文、小説・エッセイ等の作品募集

「子どもゆめ基金助成金」<sup>\*1</sup>の活用推進

## (4) 障害のある子どもへの読書活動の支援

### 現状および課題

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などの障害に応じた子どもの読書活動支援が十分でない。

公立図書館、点字図書館<sup>\*2</sup>などにおける障害のある子どもに対するサービスが十分でない。

---

<sup>\*1</sup> 子どもの健全育成の推進を目的とした、子どもの読書活動の振興を図る活動などへの国の助成金。

平成21年度、福井県では読書活動関係6団体で170万円交付を受けている。

<sup>\*2</sup> 福井県視力障害者福祉協会点字図書館（福井市光陽 福井県社会福祉センター内）

## 施策の方向性

子どもの障害の状態や程度に合った読書活動の支援が必要です。

## 具体的な活動

ボランティアによる対面朗読の支援<公立図書館>

ボランティアによる点訳図書や音訳(録音)図書の作成の支援<公立図書館>

点訳・音訳(録音)図書リストの作成<公立図書館>

視聴覚機器の活用<公立図書館>

## 3 学校における読書活動の推進

### (1) 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

#### 現状および課題

これまでの5年間で本県の小・中・高校での全校一斉読書活動が進み、全国平均に比べてその割合は高くなっています。

図書の読み聞かせやブックトークを実施している学校、必読書や課題図書を定めている学校の割合は高くなりました。

公立図書館との連携(図書の団体借り入れ、定期的な連絡会、司書の学校訪問等)を行っている学校の割合が高くなりました。

		平成20年度		
		小学校	中学校	高等学校
全校一斉読書をしている学校の割合	県	100.0%	86.8%	56.7%
	全国	97.9%	88.3%	39.7%
図書の読み聞かせを実施している学校の割合	県	96.6%	27.6%	6.7%
	全国	94.0%	23.9%	8.0%
ブックトークを実施している学校の割合	県	53.4%	26.3%	20.0%
	全国	37.4%	16.5%	7.5%
必読書や課題図書を定めている学校の割合	県	61.5%	67.1%	60.6%
	全国	62.9%	54.1%	51.4%
公立図書館との連携を行っている学校の割合	県	91.3%	36.4%	20.0%
	全国	68.6%	36.4%	33.8%

平成20年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)から

言語活動の充実を図るため、授業における学校図書館の活用を拡大していくことが重要です。

読書の楽しさを知った児童・生徒に対しては、さらに読書の幅を広げる指導を充実させることが大切です。

本県のN I E実践校においては、毎年活発な活動を展開しています。

・平成15～21年度：実践校19校(小学校4校、中学校10校、高校4校、特別支援学校1校)、準実践校31校(小学校8校、中学校14校、高校7校、特別支援学校2校)<sup>\*1</sup>

新しい小・中学校学習指導要領では、図書館利用や読書活動の必要性が明記されています<sup>\*2</sup>。

## 施策の方向性

「読み聞かせ」の担い手のレベルアップを図ることが大切です。

児童・生徒にとって一冊の本との出会いが大切です。そのため、読書の大切さや選書について、学校関係者の意識の高揚を図る必要があります。

小・中・高校の各発達段階において児童・生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を確立する必要があります。

各学校の授業において学校図書館利用計画をさらに充実することが必要です。

中・高生の読書活動推進のため、指導方法の工夫や改善が必要です。

文字・活字文化の振興という点から、N I Eを継続的に推進することが必要です。

## 具体的な活動

**読み聞かせが経験豊富な高校生による小・中学生への読み聞かせの実演**

**教職員のためのブックトークや読み聞かせ研修講座の実施**

**教職員によるブックトークや読み聞かせの推進**

**読書指導における効果的な活動プログラム等の開発**

(例) 読書討論会<sup>\*3</sup>、読書ゆうびん<sup>\*4</sup>、読書へのアニメーション<sup>\*5</sup>

<sup>\*1</sup> N I E (Newspaper In Education)とは、授業で新聞を教材とする学習活動。福井県のN I E実践校として、毎年、実践校5校、準実践校6校を日本新聞教育文化財団が認定している。

<sup>\*2</sup> 新しい小・中学校学習指導要領の第1章総則、第2章各教科第1節国語、第5章総合的な学習の時間(中学校では第4章)において、学校図書館利用や読書活動の必要性について明記されている。

<sup>\*3</sup> 読書を通して得た情報をもとに、単に感想の発表会ではなく、自分の考えたことを相手にわかりやすく話す、相手の意図を考えながら聞く、計画的に話し合う等の活動。

<sup>\*4</sup> 子どもたちが本を読んだ感想をもとに、読書のすすめを「郵便はがき」に文章と絵で表現することにより、読書意欲の喚起を図り、表現力を伸ばし、あわせて大人も含め地域に読書の輪を広げようとするもの。

<sup>\*5</sup> グループ全員が同じ本をまるごと1冊読んだあと、本の紹介も入れながら、ゲーム的な手法を通して、読書の楽しさを子どもたちに伝える方法。

各学校における図書選定の工夫

(例)教職員からのアンケート調査による要望の反映、「図書選定基準」の設定、

児童・生徒代表や図書委員会の参加、児童・生徒による選書会<sup>\*1</sup>の実施

教職員による児童・生徒への推薦図書(この一冊)の紹介

お昼の放送等の利用(読み聞かせ、ブックトーク、新刊本の紹介)

学校図書館を活用した授業の推進や読書活動等に関する校内研修会の開催

N I E を積極的に活用した授業の実施

## (2) 特別支援学校における読書活動の推進

現状および課題

現在、全校一斉読書活動を実施している学校は4校(10校中)、読み聞かせを実施している学校は2校(10校中)、ブックトークを実施している学校は1校(10校中)、必読書や課題図書を定めている学校は3校(10校中)、公立図書館との連携(図書の団体借り入れ等)を実施している学校は3校(10校中)です。

これらの活動を一層普及させていくため、それぞれの特別支援学校における特色ある読書活動が大切です。

施策の方向性

図書室の充実を図り、児童・生徒の障害の状態や程度に合った読書指導を推進し、読書習慣の確立を図る必要があります。

具体的な活動

教職員への読み聞かせ研修講座の実施

個々の児童・生徒に応じた読書指導の実施

全校一斉読書活動の推進

## (3) 幼稚園・保育所・子育て支援センターにおける読書活動の推進

現状および課題

乳幼児期に読書の楽しさと出会うよう、絵本の読み聞かせや貸出しが行われています。

---

<sup>\*1</sup> 選書会: 学校図書館等に入れる本を、読み手である子ども自身が実際に手に取って、見て、読んでみて選ぶ会。児童が本選びに参加することで、学校図書館の本や学校図書館に興味をもち、いろいろな本に触れることで、たくさんの分野の本に対する興味をもつことができる。

## 施策の方向性

乳幼児が絵本等に楽しく親しむ活動を積極的に行うよう、教員・保育士・センター職員一人ひとりが読書の大切さについての理解が必要です。

乳幼児期の読み聞かせの効果と必要性を保護者に啓発することが重要です。

## 具体的な活動

### 県や市町主催の読み聞かせ研修講座への積極的参加の推進

公共放送の利用（「おはなしでてこい」（NHK第2）「テレビ絵本」（NHK教育）等）

保護者が各施設に集まる機会を利用した読書活動のPR

## 第2章 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

### 1 公立図書館の整備・充実

#### 現状および課題

国においては、平成20年6月に「図書館法」を改正し、図書館の運営・司書の資格要件等に関する規定を整備しました。

本県では、全市町に37の公立図書館が設置されています。全公立図書館における平成20年度の蔵書冊数は4,788,082冊で、人口あたり冊数は全国2位です。<sup>\*1</sup>年間貸出数は5,260,729冊で、県民1人あたりの公共図書館年間貸出数は6.5冊です。<sup>\*2</sup>児童室のある公立図書館は28館で、児童蔵書冊数は全公立図書館合計で97万冊を超えています<sup>\*3</sup>。

県立図書館においては、蔵書の検索機能も充実し、平成20年度では、年間貸出冊数は約85.7万冊で、人口あたり個人貸出冊数は全国2位です<sup>\*4</sup>。また、レファレンス（調査相談）件数は2万8千件を超えています<sup>\*5</sup>。さらに、県内市町立図書館との相互貸借が可能となっています。平成22年度末年間貸出目標冊数は90万冊です。

平成20年12月、県立図書館と県内高等教育機関附属図書館との間に図書館活動に関する協定が締結され、県内公立図書館の蔵書と県内高等教育機関附属図書館の蔵書約547万冊<sup>\*6</sup>の検索が可能となり、最寄りの公立図書館で借りることができるようになりました。

---

<sup>\*1</sup>2008「日本の図書館」（日本図書館協会）から

<sup>\*2</sup>平成21年度「福井県内公共図書館調査集計表」から

<sup>\*3</sup>平成20年度「福井県内公共図書館調査集計表」から

<sup>\*4\*5\*6</sup>「県立図書館、県立若狭図書学習センター利用状況」から

司書資格を有する職員は、全公立図書館合計で 150 名(職員全体の 49.5%)配置されてきていますが、市町によっては差が見られます\*1。

### 施策の方向性

今後さらに児童図書資料の計画的整備が必要です。

司書の指導力の向上を図ることが重要です。

県立図書館は、市町立図書館と連携しながら、貸出機能や研修機能の充実が必要です。また、催事や企画展などの共有・巡回についても連携が必要です。

### 具体的な活動

児童図書資料の計画的整備

外国人子女や帰国子女のための外国語で書かれた絵本等の整備

子どもや保護者に対して、選書等の助言ができる司書の育成

県立図書館と市町立図書館との間の貸出機能や研修機能の充実

公立図書館の情報化とネットワーク化の充実

## 2 学校図書館の整備・充実

### 現状および課題

1 2 学級以上のすべての小中学校において司書教諭が配置されています。\*2  
今後は、1 1 学級以下の学校における配置や学校図書館担当職員の配置が必要です。

小・中学校において学校司書が配置されている割合は、全国平均に比べて低くなっています。学校司書が置かれている学校の方が、図書館を活用した授業を計画的に行う割合や、学校図書館や地域の図書館へ多く行く児童の割合が高くなっています。\*3

学校司書の配置状況(平成 21 年度)小学校:本県 17.4%(全国 39.5%)、中学校:本県 30.1%(全国 39.7%)\*4

小学校での図書ボランティアの活用校が 8 割近くに増えました。\*5 学校では図書ボランティアの支援を受け、連携を取りながらよりよい協力体制になるよう努めています。

---

\*1 平成 21 年度「福井県内公共図書館調査集計表」から

\*2\*5 平成 20 年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)から

\*3\*4 平成 21 年度「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)から

蔵書のデータベース化や高速インターネットの普及について、漸次改善されています。また、学校のホームページの中で学校図書館についての情報が公開され、各学校の特徴を生かした活動を紹介しています。

国では、学校図書館の蔵書の充実を図るために、学校図書館整備費として平成19年度からの5年間に毎年約200億円、総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられています。

小・中学校の蔵書冊数、図書標準達成学校割合および図書購入費の決算額は、全国平均に比べて低くなっています。

・1校当たりの蔵書冊数(平成20年度)

小学校:本県6,527冊(全国7,606冊)、中学校:本県8,398冊(全国9,541冊)、高校:本県27,316冊(全国22,323冊)<sup>\*1</sup>

・1校当たりの図書購入冊数(平成19年度)

小学校:本県281冊(全国329冊)、中学校:本県348冊(全国402冊)、高校:本県441冊(全国479冊)<sup>\*2</sup>

・図書標準達成学校割合(平成21年度)

小学校:本県48.3%(全国50.7%)、中学校:本県28.1%(全国43.8%)<sup>\*3</sup>(小学校23位、中学校39位)

昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から児童・生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりをもつことができる場となります。このように、学校図書館は、校内における子どもたちの「心の居場所」としての機能をもっています。

## 施策の方向性

各学校の図書館利用計画を充実させるため、各学校において、司書教諭や学校司書が活動できる体制の整備が必要です。

学校図書館の配架や分類、購入図書の選書について工夫し、魅力ある学校図書館づくりが必要です。

学校図書館の蔵書冊数や図書標準達成学校割合については必ずしも十分とは言えず、学校図書館資料の計画的な整備が必要です。

「心の居場所」としての図書館の機能を十分発揮させるためには、「いつでも開いている図書館、必ず誰かいる図書館」の実現が必要です。

## 具体的な活動

児童・生徒による図書委員会活動の組織化と学校図書館運営への主体的な参画

家庭や地域から学校へ本を提供する「本のリサイクル運動」の推進

<sup>\*1\*</sup>平成20年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)から

<sup>\*3</sup>平成21年度「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)



教職員または図書館ボランティア等が昼休みや放課後に常駐する体制の確立  
自由な読書活動のためのゆったりとしたスペースや談話室の設置  
各市町に対して学校図書館資料の計画的な整備を要請

### 3 幼稚園・保育所・子育て支援センターにおける環境の整備・充実 現状および課題

幼稚園・保育所・子育て支援センターには、発達段階に応じた絵本等の図書資料を備えています。

乳幼児期に読書の楽しさと出会えるような環境づくりが重要です。

#### 施策の方向性

幼稚園・保育所・子育て支援センターに必要な図書スペースを確保することが必要です。

幼稚園・保育所・子育て支援センターでは、乳幼児期の読書活動の実施について、小学校や公立図書館との連携が必要です。



#### 具体的な活動

##### 職員による読み聞かせの推進

絵本コーナーの設置や展示の工夫

選書や読み聞かせ等の活動内容について、近隣の小学校や公立図書館への積極的な情報提供と連携

### 4 児童館や公民館における環境の整備・充実

#### 現状および課題

子どもにとって身近な児童館や公民館において、蔵書の量や内容がまだ十分ではないところがあります。

#### 施策の方向性

地域づくりの核となるべき児童館や公民館の読書活動の推進を支援することが必要です。

読書環境の向上を図るため、近くの公立図書館との連携が必要です。

## 具体的な活動

地区内のボランティアの活動場所の提供

県立図書館や近くの公立図書館からの図書の一括貸出

## 5 障害のある子どもへの配慮

### 現状および課題

12学級以上の特別支援学校において司書教諭が配置されています<sup>\*1</sup>。特別支援学校の蔵書状況は、1校当たり約3,263冊(全国約1,561冊)ですが、ボランティア活用状況は、10校中3校(全国平均31.5%)です<sup>\*2</sup>。

各学校や公立図書館等では、施設のバリアフリー化が進められています。

### 施策の方向性

各学校や公立図書館等において、障害のあるすべての子どもたちが自主的に楽しく読書に親しめるよう、障害の状態や程度に応じた図書の整備、読書スペースの充実などの読書環境の整備が必要です。

## 具体的な活動

特別支援学校における図書ボランティアとの協働

公立図書館における大活字本や録音図書などの整備

公立図書館などでの手話通訳による読み聞かせ等の実施

公立図書館における手話ボランティアによる障害のある子どもへの対応



---

<sup>\*1\*2</sup>平成20年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)から

### 第3章 図書館、学校、民間団体等の連携・協力

#### 現状および課題

県においては、各分野からの構成員による「子どもの読書活動推進会議」を開催し、各委員からの様々な意見を取り入れ、推進事業に反映させてきました。

司書・教職員・民間ボランティア等を対象とした、子どもの読書活動担い手レベルアップ研修会を開催する中で、お互いの情報交換や情報ネットワークの整備に努めてきました<sup>\*1</sup>。

すべての公立図書館（37図書館）における平成20年度団体向け貸出実績は1,623件(229,353冊)<sup>\*2</sup>で、学校図書館や民間団体に貸し出しています。

県内の中学校や高校が中・高生の読書活動推進のため、県立図書館の新书推荐リスト「ティーンズにおすすめの本」のメール配信サービスを活用しています。

学校や民間団体が子どもの読書活動を推進するため、県立図書館の「貸出文庫」（3ヶ月以内、500冊以内）や「かたらい文庫」（1ヶ月以内、同一図書15冊1組）を活用しています。

#### 施策の方向性

図書館、学校、民間団体等が連携・協力した推進体制の整備が必要です。

地域活動の核となる公民館や児童館、子育て関係施設との連携協力がさらに推進することが必要です。

#### 具体的な活動

保護者が集まる機会を利用した「読書活動（読み聞かせ等）の研修会」の開催<学校・PTA・市町>

妊婦対象の読書講座の開催<市町>

PTA子育て研修会等で「読書推進のための講座」の開催<PTA>

（例）読み聞かせ講座

読書ボランティア等を対象とした「読み聞かせ相談会」の開催<公立図書館>

<sup>\*1</sup>平成15年度からの児童・生徒の読書活動の担い手レベルアップ研修会と平成17年度からの乳幼児のための読み聞かせ研修会において、各層の指導者同士の情報交換や交流が行われてきた。

<sup>\*2</sup>平成20年度「福井県内公共図書館調査集計表」から

図書館、学校、民間団体等の連携・協力の促進を図るための読書ボランティア名簿作成<県>

定期的な市町子どもの読書活動推進計画担当者会の開催<県>

学校図書館や公立図書館における、親子対象の本の貸出しキャンペーンや読書交流会等の開催<学校図書館、公立図書館>

子どもが読書習慣を身に付けるための家庭への協力依頼<学校>

学校の授業における公立図書館の利用の仕方や魅力についての学習<学校>

親と子の出会いの一冊となるブックスタート事業<sup>\*1</sup>の充実<市町>



---

<sup>\*1</sup> 0歳児と保護者を対象に、健診時にメッセージや説明を添えて絵本を贈る事業。絵本を通して赤ちゃんの温もりを感じながら、赤ちゃんとお母さんが心を通わすひと時を支援する。県内では10市町において、実施中である。

## 第4章 子どもの読書活動を支える人材の育成および社会的気運の醸成

### 1 子どもの読書活動を支える人材の育成

#### 現状および課題

県においては、子どもの読書活動担い手レベルアップ研修講座をはじめ、平成19年度からスタートした子どもの読書活動指導者養成講座を開催しています<sup>\*1</sup>。また、県立図書館や市町立図書館においても、各種研修会や講座を開催し、読書ボランティアの育成に努めています。

これまでの研修会や講座に多数のボランティアが参加し、読み聞かせの技術向上や、子どもや本の理解も含めた幅広い講座内容や指導者の資質向上に努めています。

#### 施策の方向性

幅広く子どもの読書活動推進の支援ができるボランティアの育成を図ることが必要です。

今後は関係機関と連携しながら、ボランティアの指導や支援を担当する司書や司書教諭の研修を行い、指導力の向上を図る必要があります。

司書等の図書館職員は、「子どもを知り、本を知り、子どもと本を結ぶ」ことが必要とされています。

#### 具体的な活動

読書活動を推進するための指導者向け啓発教材資料の配布

県内のNPO法人<sup>\*2</sup>で活動している講師の読書ボランティア名簿への登録

図書館利用を通して児童・生徒の情報活用能力を育成するため、司書や司書教諭等の指導力向上のための研修会の実施

---

<sup>\*1</sup> レベルアップ研修講座については、これまで児童・生徒向けの講座(H15～H21)で延べ1,911名、幼児向けの講座(H17～H21)で延べ1,490名が参加している。また、平成19年度から始まった指導者養成講座については、平成19年度は24名(連続4講座)、平成20年度は45名(連続3講座)、平成21年度は42名(連続3講座)が参加している。

<sup>\*2</sup> 県内では、平成21年3月31日現在で213法人が認証され、そのうち子どもの読書活動に関係したものは5法人。

## 2 「子ども読書の日」等における活動

### 現状および課題

毎年「子ども読書の日」<sup>\*1</sup>（4月23日）を中心に、県内各地で公立図書館を中心として様々な関連行事が実施されています。

### 施策の方向性

今後も、「子ども読書の日」「こどもの読書週間」<sup>\*2</sup>「秋の読書週間」<sup>\*3</sup>とあわせて子どもの読書活動への関心を深める活動が必要です。

### 具体的な活動

読書週間等にPTA行事の企画

（例）「古本市」「図書フリーマーケット」

県内公立図書館が行っている「子ども読書の日」（4月23日）を中心とした関連行事の情報提供

## 3 子どもの読書に関する各種情報の収集・提供

### 現状および課題

公立図書館の窓口では、子どもの読書に関する情報提供に努めています。

### 施策の方向性

子どもや保護者、子どもの読書活動に携わる人たちが必要とする情報の提供が必要です。

### 具体的な活動

子どもの読書活動に関するメールマガジンの発行

公立図書館のホームページ等で子どもの読書活動についての情報提供

---

<sup>\*1</sup>子どもの読書活動の推進に関する法律第10条第2項の規定により、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。古くはスペインの「サン・ジョルディの日」（世界本の日）からきている。

<sup>\*2</sup>「こどもの読書週間」は4月23日～5月12日（「子ども読書の日」から「こどもの日」をはさんで3週間）

<sup>\*3</sup>秋の読書週間は10月27日～11月9日

#### 4 優れた活動の奨励、優良図書の普及

##### 現状および課題

国は、子どもの読書活動を熱心に推進している学校、図書館、団体（個人）に対して、表彰を行っています。

社会保障審議会<sup>\*1</sup>が児童福祉文化財<sup>\*2</sup>として、図書の推薦を行っています。

##### 施策の方向性

子ども読書優良実践校の表彰（義務教育課）優良図書館および団体（個人）の表彰（生涯学習課）優良図書の推奨（県民安全課）等の活動や広報を今後も続けていくことが大切です。

社会保障審議会<sup>\*1</sup>で推薦された図書や福井県推奨図書<sup>\*3</sup>の周知・普及を図る必要があります。

##### 具体的な活動

受賞された学校や図書館（個人）の見学会や報告会の開催

児童・生徒が勧める図書の募集、展示

社会保障審議会<sup>\*1</sup>で推薦された図書や福井県推奨図書のリストを市町、学校、児童館、図書館等へ配付

司書や司書教諭が推奨する図書の展示、紹介



<sup>\*1</sup>厚生労働省の諮問機関で、社会保障に関する重要事項を調査審議する組織。児童福祉文化財等の推薦もその役割のひとつ。

<sup>\*2</sup>社会保障審議会によって推薦される文化財で、出版物・舞台芸術・映像メディア等がある。

<sup>\*3</sup>福井県青少年愛護条例に基づき、青少年の健全な育成に有益であると認められている優良図書。一般県民からの推薦や県立図書館と協議のうえ選定された図書を青少年愛護審議会に諮問し、知事が審議会の答申を受け、優良図書を推奨する。

平成 20・21 年度 福井県子どもの読書活動推進会議委員名簿

(会長、副会長以外の委員は50音順・敬称略)

	氏 名	職 等
会 長	山 下 裕 己	福井新聞論説主幹
副会長	谷 出 千代子	仁愛大学教授
委 員	石 田 雅 一	福井県学校図書館協議会高等学校部会長 武生東高等学校長
委 員	加 藤 三重子	福井県学校図書館協議会小学校部会長 清水東小学校長
委 員	坪 川 祥 子	いちのすけ文庫代表
委 員	朽 谷 洋 子	なの花文庫代表
委 員	飛 山 文 子	福井県民間保育連盟副会長 八幡保育園長
委 員	畑 光 枝	福井県学校図書館協議会中学校部会長 附属中学校副校長
委 員	藤 井 則 行	日本児童文学者協会員
委 員	道 下 美 明	県高等学校PTA連合会副会長
委 員	藤 田 和 弘 (平成20年9月まで)	小浜市教育委員会教育長
	森 下 博 (平成20年10月から)	
委 員	山 本 起九衛	勝山市立図書館長
委 員	伊 藤 千 鶴 (平成20年度)	福井県PTA連合会子育て委員長
	脇 田 淳 子 (平成21年度)	県PTA連合会副会長



# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。